

常務理事

労働課長

事務主任

従業員 27名

参加人員 全員

井物産炭松出落

労働券試

期間 西七月十日 至 八月十日

原因 石炭荷役機械の修理  
西田製鋼労働組合が石炭荷役機械の使用に都合がよいように修理を依頼したためである。

取組 取組者 西田製鋼労働組合  
取組内容 機械の修理に要する費用の負担

経過 西田製鋼労働組合が修理を依頼したところ、西田製鋼労働組合が修理に要する費用を負担することになった。

結果 結果として、西田製鋼労働組合が修理に要する費用を負担することになった。

備考 結果として、西田製鋼労働組合が修理に要する費用を負担することになった。

年	8.9.1
号	15103